

市税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

平成 27 年度の税制改正により、納税者の負担の軽減を図るなど市税の猶予制度の見直しが行われ、平成 28 年 4 月 1 日から適用されます。

徴収猶予

- 1 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- 2 納税者や生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- 3 事業を廃止し、又は休止したとき
- 4 事業について著しい損失を受けたとき
- 5 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

などにより、市税を一時に納付することができないときは・・・



申請により、1年以内の期間に限り、納付時期を遅らせたり、分割して納付することができる「徴収猶予」が認められる場合があります。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは・・・



申請により、1年以内の期間に限り、「換価の猶予」が認められる場合があります。
なお、市税は猶予期間内の各月に分割して納付していただきます。

※申請による換価の猶予は、平成 28 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する市税について適用されます。また、申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。
※上記の申請による換価の猶予のほか、市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

猶予が認められると

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（取立て・公売等）が猶予されます。また、申請により差押えが解除される場合があります。

※換価の猶予が認められた場合でも財産調査を並行して行います。

- ・ 市税を納期限までに納付できない場合には、お早めに収納課の徴収担当にご相談ください。
- ・ 市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合は、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- ・ 詳しくは、長野市役所 収納課（TEL026-224-7664）までお問い合わせください。

（ 猶予を受けるための手続きについては裏面へ ）

申請の手続き

●提出する書類

- 1 徴収猶予申請書又は換価猶予申請書
- 2 財産目録及び収支内訳書
- 3 担保の提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）
- 4 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）
※罹災証明書、医療費の領収書・明細、廃業届、決算書・確定申告書など

●申請の期限

- 1 徴収猶予：表面1から4に該当する場合は、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
表面5に該当する場合は、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。
- 2 換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

●猶予の承認又は不承認

提出された書類の内容を審査及び調査した後、猶予の承認又は不承認を通知します。
猶予が認められた場合は、送付される猶予承認通知書に記載された分割納付計画のとおり
に納付していただきます。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供していただきます。
※担保として提供できる財産の種類は・・・国債や地方債、市長が確実と認める社債公社債その他の有価証券
土地や保険を付した建物、自動車や建設機械など
市長が確実と認める保証人の保証

次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる
と認められる期間に限られます。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・猶予承認通知書に記載された分割納付計画のとおり
の納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこと
となった市税が滞納となった場合 など

お問い合わせ・納税に関するご相談は
長野市役所 財政部 収納課
TEL026-224-7664(直通) FAX026-224-7346

(裏面)